(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6月 30日

神戸市長 宛

## 提出者

住所 神戸市西区糀台5丁目7-1

氏名 神戸市立西神戸医療センター 院長 北垣 一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-993-3707

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	の	名	称	地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立西神戸医療センター				
事	業	場(	の所	在	地	神戸市西区糀台5丁目7-1				
計		画	期		間	2025年4月1日~2026年3月31日				
当該	亥事業	美場に	おいて	「現に	行:	っている事業に関する事項				
	①事	業の	種類			8311 一般病院				
	②事業の規模					470床				
	③従業員数					約1300名				
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程					①感染性廃棄物処分(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、その他) (1) 収集運搬<委託:北神㈱> (2) 焼却<委託:神戸環境クリエート㈱> (3) 焼却後の残渣は管理型処分場に埋立処分<委託:同上> ②廃油(キシレン、キシレン・エタノール混合液) (1) 収集運搬<委託:松田産業㈱> (2) 混練<委託:エス・エヌ・ケー・テクノ(㈱> (3) 混練後の残渣は燃料として再利用				

d.l. D	ا او میاب میابر ۱۱۱۸ میاب ۱۱۰۰ ساله ۱۱۱۸	第2					
特另		処理に係る管理体制に関す	る事項				
	(管理体制図) 【神戸市環境局】 【環境保全課】	【西神戸医療セ ↓ (報 十一(報告等)→【特別管理 【実務責任者 ↓ (報	告等) ↑	→【収集運搬業者】 【中間処理業者】			
特別	川管理産業廃棄物の抗	非出の抑制に関する事項					
	【前年度(令和 6年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	7000 引火性廃油			
		排出量	431.48 t	1.3 t			
		特になし 【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油				
		排出量	388 t	1. 3 t			
	②計画	(今後実施する予定の取締 特になし	組)				
特別	川管理産業廃棄物の分	分別に関する事項					
(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取 感染防止の観点から、注射器等鋭利なものとそれ以外とに分別 前者はプラスチックペール容器に、後者は段ボール容器に入れ 運搬を行っている。							
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし					

	(第3						
ら行う特別管理	産業廃棄物の再生利用に関する						
	【前年度(令和 6 年度)	)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性原	<b>E</b> 棄物	7000 引火性	<b>E廃油</b>		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0	1		
①現状	(これまでに実施した取)なし	組)					
	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性層	<b>혼棄物</b>	7000 引火性	廃油		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0	1		
ら行う特別管理	なし 産業廃棄物の中間処理に関する						
	【前年度(令和 6 年度)						
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油					
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0	-		
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0			
	(これまでに実施した取) なし 【目標】	<b>ү</b> ш <i>)</i>					
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性層	<b>痉棄物</b>	7000 引火性	<b>庭</b> 油		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0	t		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0	t		
②計画	(今後実施する予定の取得なし)	組)					

ら行う特別管理	(第 4 産業廃棄物の埋立処分に関する						
	【前年度(令和 6年度	)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃	棄物	7000 引火性	廃油		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0	-		
①現状	(これまでに実施した取 なし	組)	,				
	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃	棄物	7000 引火性	廃油		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0	t	0			
	物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和 6年度						
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃	棄物	7000 引火性	廃油		
	全処理委託量	431. 48	t	1.3			
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	t	0			
	再生利用業者への 処理委託量	0	t	0			
①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	0			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	0			
	(これまでに実施した取なし	組)					

(第5面)

		<b>,</b> ഥ /				
	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物		7000 引火性廃油		
	全処理委託量	388	t	1.3	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	t	0	t	
	再生利用業者への 処理委託量	0	t	0	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	0	t	
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	0	t	
		実績】	10			
	特別管理産業月 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (今後実施する予定の取	を除く。)	. 48		t	
電子情報処理組織の使 用に関する事項	電子マニフェスト導入済					
※事務処理欄						

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。